○近畿地方整備局告示第百七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十二日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十七号
(三) 道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長メートル
後別　一三・二一～一六・九〇　〇・一〇三
後　一四・六九～一八・七六　〇・一〇三

福井県大飯郡高浜町関屋六八字三反田一番二から同町関屋七八字平野三七番二まで

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十二日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十二号
(三) 道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長メートル
後別　一一・七〇～一二・七〇　〇・〇六〇
後　一二・八〇～一三・五〇　〇・〇六〇

和歌山県日高郡由良町大字中字高野坊二三七番一地先から同町大字中字高野坊二四四番三まで

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十二日　近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十二号　和歌山県日高郡由良町大字中字高野坊二三七番一地先から同町大字中字高野坊二四四番三まで　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百八十二号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十七年九月三十日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十七年十月二十二日　近畿地方整備局長　山田　邦博

建築基準法第68条の25第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：担体流動ろ過循環方式

製造者の住所・氏名	大阪府大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号　㈱クボタ 代表取締役　木股　昌俊
工場の所在地及び名称	茨城県北茨城市磯原町上相田1099―46　日東電気㈱　磯原工場

滋賀県甲賀市水口町下山40―1　㈱吉中化成
兵庫県佐用郡佐用町久崎580番地　池田化成工業㈱　上月工場
沖縄県うるま市具志川3445番地　㈲三和工業

認定番号	浄化槽の名称
6―15―H―003	クボタ浄化槽　ＫＴＺ―１Ａ型
〃　―1	〃　ＫＴＺ―２Ａ型
〃　―2	〃　ＫＴＺ―３Ａ型

人事異動

内閣

法務大臣秘書官に任命する
小野寺　出

文部科学大臣秘書官に任命する
白崎　勇人

農林水産大臣秘書官に任命する
森山友久美

経済産業大臣秘書官に任命する
宇井　洋子

国土交通大臣秘書官に任命する
杉戸　研介

国務大臣秘書官に任命する
宮城　一郎

島尻国務大臣附を命ずる
法務大臣秘書官
農林水産大臣秘書官
経済産業大臣秘書官
国土交通大臣秘書官
環境大臣秘書官
国務大臣秘書官
櫻井　真希
外林　**邦**夫
中澤　剛太
中山　政弘
村上　泰史
大瀧　幸雄
速水美智子
小杉　誠
村田小百合

同
同
同

願に依り本官を免ずる（各通）（以上十月七日）
（北米局長）外務事務官　森　健良

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条による合同委員会日本政府代表を命ずる
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二十条による合同会議日本政府代表を免ずる
（大臣官房参事官兼北米局）同　山田　重夫

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条による合同委員会日本政府代表を命ずる
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二十条による合同会議日本政府代表を命ずる
（大臣官房）同　冨田　浩司

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条による合同委員会日本政府代表を免ずる
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二十条による合同会議日本政府代表を免ずる
（在大韓民国日本国大使館公使）
鈴木　秀生

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条による合同委員会日本政府代表代理を免ずる
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二十条による合同会議日本政府代表代理を免ずる

川瀬　孝史　小津　亮太　大野健太郎
志村　由貴　安見　章　岡本　利彦
櫻井　進　下山久美子　鈴木　雅久
伏見　英　藤原　和子　村井壮太郎
矢野　紀夫　**吉**野俊太郎　吉村　弘樹
井原　史子　鎌田　泉　牛島　武人
小**西**　安世　高橋　明宏　首藤　祥子
小林　麻子　吉田　豊　川﨑　学
齊藤　学　中村美佐子　**中**西　永
明日　利佳　大川　潤子　新城　博士
田**中**　昭行　千葉　沙織　長谷川利明